

令和4年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

2. 社会全体での取組の推進

(1) 環境に配慮した行動の促進

① 国等と連携・協調した普及啓発・活動推進（地球温暖化対策、循環型社会形成）

(1) 事業目的

環境問題の解決に向けた環境政策の必要性や効果について、理解を深めていただき、環境政策や環境保全活動への参加を広げていくことを目指します。環境基本法に定められている、6月5日の「環境の日」を中心とする6月の一か月を「環境月間」として、各方面に呼びかけ、その御協力を得て「環境の日」及び「環境月間」の趣旨にふさわしい各種の取組を実施しました。

(2) 取組状況

① クールビズ（5月1日から10月31日）

冷房時の室温を28℃にしても快適に仕事ができるクールビズを呼びかけました。

② 令和3年度廃棄物適正処理対策推進事業 第1回合同パトロール（6月2日）

県内5か所 県（保健所）を中心に市町村他各関係機関の協力を得て、不法投棄の発見と防止並びに適正処理を県民に呼びかけ、広報・啓発活動を展開しました。

③ CO2削減/ライトダウンキャンペーン（6月21日から7月7日）

6月21日から7月7日までの間、ライトアップ施設や家庭の照明の消灯を呼びかけました。また、6月21日（夏至）と7月7日（クールアース・デー、七夕）を特別実施日として、両日の夜8時から10時までの2時間、一斉消灯を呼びかけました。

(3) 参考情報

環境政策課HP

<https://www.pref.shimane.lg.jp/kankyo/>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課(主)	0852-22-6379